

交野市街かどデイハウス運営団体公募要項

1 公募の目的

交野市では、将来的に増加が見込まれる認知症高齢者や一人暮らし高齢者の方々が、できる限り住み慣れた地域において安心して、暮らすことができるような「地域包括ケアシステム」を推進するため、「交野市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）」に基づき、交野市街かどデイハウス運営団体の公募を行うこととしました。

本公募は、街かどデイハウスの整備を進めるにあたり、当該サービスの質及び継続性を確保できる「交野市街かどデイハウス運営団体」を選定するため実施するものです。

2 公募する事業等

- (1) 事業：街かどデイハウス事業 1施設
- (2) 事業内容：概ね65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない在宅の高齢者を対象に、以下のサービスを提供するものとする。
 - ・必ず提供すべきサービス
 - ア 食事の提供
 - イ 血圧・体温測定などの健康チェック
 - ウ 交野市元気アップ体操などの介護予防につながる体操・運動
 - エ 介護予防につながる取組及び閉じこもり予防
 - ・必要に応じて提供するサービス
 - ア 趣味・創作活動
 - イ レクリエーション活動
 - ・利用者の希望に応じて実施するサービス
 - ・その他利用者の日常生活の向上に資するサービス
- (3) 事業運営基準
 - ・開所日は月10回以上であること。
 - ・1日当たりの利用者が5人以上あること。
 - ・午前9時から午後5時の間で、1日4時間以上のサービスを利用者に提供すること。
 - ・実施施設は、利用定員を10人以上とし、33平方メートル以上の有効面積を確保すること。
 - ・感染症及び食中毒の発生・まん延防止のために必要な措置を講ずること。

- (4) 事業実施時期
令和6年8月

3 応募資格（要件）

●街かどデイハウス運営団体

(1)	法人格を持たない住民参加による民間非営利活動団体又は営利を目的としない法人格を持つ団体であること。
(2)	市内で運営又は活動している団体であること。（予定も含む）
(3)	市内にサービスを実施する建物が確保されているか又はその見込みがあること。
(4)	提供する各サービスを原則実施年度中に行えること。
(5)	宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
(6)	役員等が交野市暴力団排除条例（平成24年条例第31号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
(7)	国税及び地方税の滞納がないこと。

※選定後に応募資格（要件）を満たしていないことが判明したときは、失格とします。

4 応募に係る提出書類

- | | |
|------------------------------|-----------|
| (1) 街かどデイハウス公募申請書及び誓約書 | (様式1) |
| (2) 法人又は団体の代表者等の経歴書 | (様式2-1、2) |
| (3) 事業実施計画書【1基本情報】 | (別紙1) |
| (4) 事業実施計画書【2活動費補助関係】 | (別紙1-2) |
| (5) 事業実施計画書【3開設までのスケジュール】 | (別紙1-3) |
| (6) 事業内容企画書 | (別紙2) |
| (7) 収支計画書 | (別紙3) |
| (8) 法人定款又は団体の定款、規約、会則 ※法人のみ | (最新のもの) |
| (9) 建物見取り図（平面図）※室別面積、室の用途を記入 | |

※1 提出書類は、正本1部、副本7部（コピー可※正本のみの記載があるものは添付の必要はありません）の計8部を高齢介護課に提出してください。

（持参または郵送）

※2 提出書類は、特に指示があるもの及び証明書等の既定の大きさのもの以外は、A4サイズで作成してください。

5 補助金の交付

令和6年度以降の補助金の交付については、国及び大阪府の補助金等の実施がある場合には、協議により決定され補助金が受けられる場合がありますが、補助金の実施及び交付が確約されるものではありません。

なお、国及び大阪府の補助金等の交付がない場合であっても、不採択に関わらず、交野市単独補助は実施いたしません。

※街かどデイハウスの補助金は、サービスの提供内容および基準額を用いて算定し、合計した額のうち、年間で250万円が上限額となります。

なお、令和6年度からのそれぞれの基準額は次のとおりです。

- ・ 利用料 1人 1時間あたり 400円
- ・ 食事 1人 1食あたり 300円
- ・ 入浴介助 1人 1日あたり 200円

※初年度のみ上記とは別に「初年度設備費」の補助金があります。

詳細については「交野市街かどデイハウス支援事業の実施及び補助金交付要綱」をご確認ください。

6 公募の日程等

- ・ 公募書類の配布 令和6年3月1日（金）から同年3月29日（金）

- ・ 公募書類の受付

受付期間：令和6年3月11日（月）から同年4月10日（水）まで
（ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時30分まで）

受付方法：交野市高齢介護課まで提出書類を提出してください。

（持参または郵送）

- ・ 応募に関する質問

受付期間：令和6年3月11日（月）から同年3月29日（金）到着分まで

質問方法：質問票（様式3）により、下記のメールアドレスに送信してください。

※電子メールによる質問のみ受け付けます。

アドレス：kaigo@city.katano.osaka.jp

回答方法：質問と回答は、ホームページに掲載し、個別には行いません。

他の質問等についても必ず確認してください。

回答日 令和6年4月5日（金）

7 選定方法

事業者選定にあたっては、交野市地域密着型サービス運営・介護予防事業運営審議会において、企画提案内容を公平かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った者を優先交渉権者として選定する。

なお、一定の基準を満たさない場合は、順位に関わらず選定されない場合がある。

① 一次審査

一次審査で選定される企画提案者は最大3者とする。

一次審査は書類審査で評価を実施し、審査結果決定後、申込者に対し参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

ただし、応募者が3者以下の場合は、一次審査を省略し、全ての応募者を二次審査の対象とする。

【一次審査内容及び評価の視点】

事業実績	過去5年（平成31年度から令和5年度）において、同一種又は類似の事業を運営した実績はあるか
運営体制	・ 管理者の配置は最適か ・ 事業運営を安定的に行うために十分な人員体制等が整っているか
開設までのスケジュール	具体的で実現可能なスケジュールとなっているか
事業実施計画	・ 活動時間等において、事業運営基準を満たしているか ・ 活動内容において、介護予防への効果が期待できる事業計画となっているか
収支計画	安定した事業運営が可能となる収支が見込める計画となっているか

② 二次審査

二次審査は、一次審査で選定された者（最大3者のみ）に対し、交野市地域密着型サービス運営及び介護予防事業運営審議会において、主に事業内容企画書の記載内容に対するプレゼンテーションを実施する。

プレゼンテーション時間は、計30分間（説明20分 質疑応答10分）とする。

選定は、総合評価方式を採用し、選定委員個別の評価点数を積み上げて、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

なお、プレゼンテーションには、可能な限り本事業の主担当者が出席すること。

【二次審査内容及び評価の視点】

《プレゼンテーションの評価》

内容	評価の視点
団体の組織運営の適切性	適切な組織運営がなされているか又はなされる見込みであるか
事業参入理由	交野市において事業を行う理由及び事業の実施にあたり確かな理解と熱意を持っているか
企画の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営と展開について、介護予防に資するための適切な活動を期待できるものであるか ・注目すべき事業の特色など利用者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、企画力と実効性を活かした提案がなされているか
地域や関係機関との連携	地域に開かれた事業所であることを目指し、そのための具体的な方針が立てられているか
職員体制	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的に事業を実施するために必要な職員体制が整っているか ・職員の確保・定着策が具体的かつ適切で実現可能であるか
災害・リスク等の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクマネジメントの態勢が具体的にとられているか ・衛生管理、感染予防への対策は考えられているか
収支計画の適切・妥当性	適切な算定根拠に基づいた収支、かつ継続して事業運営が可能な計画であるか

《事業者の評価》

内容	評価の視点
説明力	事業内容企画書の内容をよく補完して説明しているか
知識力	質疑応答への回答は的確であるか
コミュニケーション力	説明がわかりやすく、冷静に議論ができ、意思疎通が容易であるか

※審査の結果、交野市における街かどデイハウス運営団体に適当な者がいないと判断されたときは、事業者が選定されない場合があります。

8 スケジュール

令和6年3月1日	公募書類の配布・公表
令和6年3月11日	公募書類の受付
令和6年3月29日	質問受付締切
令和6年3月29日	公募書類配布終了
令和6年4月10日	公募書類の受付締切
令和6年4月下旬	一次審査（書類審査）
令和6年5月中旬	二次審査（プレゼンテーション）
令和6年5月下旬	選定

9 留意事項

- (1) 応募に当たっては、介護保険法、建築基準法、消防法等の関係法令の基準を遵守していなければなりません。
- (2) 提出書類の差替えは、認めません。また、提出書類は返却しません。
- (3) 応募に係る一切の費用（書類作成及び証明に係る費用負担等）は、応募者の負担とします。
- (4) 提出書類に不備又は虚偽の記載があった場合は、失格とします。選定後に判明した場合も、同様とします。
- (5) 提出書類は、街かどデイハウス運営団体の選考以外の目的には使用しません。
- (6) 提出書類は、交野市情報公開条例に基づき、情報公開の請求により開示することがあります。
- (7) 受付後に応募を辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出してください。
- (8) 選定後の権利譲渡等は、認めません。

10 選定後の手続について

具体的な手続については、選定後に別途お知らせします。

11 問い合わせ先

担当課：交野市 福祉部 高齢介護課
所在地：〒576-0034 大阪府交野市天野が原町5-5-1 (ゆうゆうセンター1階)
電話番号：072-893-6400（代） ファックス：072-895-6065
電子メール： kaigo@city.katano.osaka.jp
担当：街かどデイハウス担当